

所得控除

	控除項目	要件			控除額
1	雑損控除	災害、盗難、横領により損害を受けた場合			
2	医療費控除	本人及び生計を一にする親族のために医療費等を支払った場合 ※国税庁HP参照			
3	社会保険料控除	社会保険料(国民健康保険・介護保険・国民年金等)を支払った場合			
4	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合			
5	生命保険料控除	生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約に基づく掛金を支払った場合			
6	地震保険料控除	地震保険の保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の保険料を支払った場合			
7	障害者控除	本人及びその控除対象配偶者または扶養親族(年少扶養を含む)が障害者の場合	特別障害者		30万円
			普通障害者		26万円
			同居特別障害者	特別障害者に該当し、本人または控除対象配偶者、または生計を一にする扶養親族のいずれかと同居の場合	53万円
8	寡婦控除	一般寡婦		26万円	
		ひとり親		30万円	
9	勤労学生控除	学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合			26万円
10	配偶者控除	扶養する配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	一般の控除対象配偶者		33万円
			老人控除対象配偶者(70歳以上)		38万円
11	配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 (ただし、青色専従者や白色専従者を除く)			
12	扶養控除	生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の場合 (前年の12月31日の現況により判定)	年少扶養	(満16歳未満)	なし
			一般扶養親族	(満16歳以上19歳未満) (満23歳以上70歳未満)	33万円
			特定扶養親族	(満19歳以上23歳未満)	45万円
			老人扶養親族	(満70歳以上)	38万円
			同居老親等扶養親族	(満70歳以上で同居している父母等)	45万円
13	基礎控除	合計所得が2400万円以下			43万円
		合計所得が2400万円以上 2450万円以下			29万円
		合計所得が2400万円以上 2451万円以下			15万円
		合計所得が2500万円以上			なし